

事務連絡
令和元年5月24日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正に伴う費用徴収の運用について

麻薬及び向精神薬取締法（平成28年法律第14号）第58条の8の規定に基づく措置入院の費用徴収額の認定基準については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付け厚生省健医発189号事務次官通知。以下「事務次官通知」という。）により示しているところですが、今般、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について（令和元年5月23日付け厚生労働省発障0523第1号事務次官通知）において、その認定の基礎を所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する所得税額から、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条に規定する市町村民税所得割の額に改正したところです。

上記の改正を踏まえた実務上の取扱いについては下記のとおり整理いたしましたので、貴殿におかれましては、その内容に関して御了知の上適切に対応いただくとともに、貴管内に周知していただくようお願いします。

記

費用徴収額の認定に当たっては、市町村民税所得割に基づいて所得の確認を行うこととされているが、一部地方税法によらない算定方法について定めているところである。これについての具体的な算定方法は以下のとおりとすること。

1. 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の算定について

費用徴収額の認定に当たって用いる市町村民税所得割の額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改訂前の地方税法に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る）及び特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように事務次官通知に規定したところである。

市町村民税所得割の額の算定に当たっては、別添1の旧税額計算シートを参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ生じさせないよう対応すること。

2. 道府県から指定都市への税源移譲に係る算定について

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の一部の施行に伴い、道府県から指定都市へ、地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率2%相当分が税源移譲されることとなった。これにより、指定都市に住所を有することで税源移譲後の税率が適用される者については、費用徴収額の認定に当たって、指定都市以外の市町村に住所を有する者と所得が同じにもかかわらず、指定都市に住所を有する者のみが費用される可能性が生じるため、指定都市に住所を有する者に係る市町村民税所得割の額を算定する場合には、これらの者を、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、税源移譲前の標準課税率により算定することとなること。

なお、指定都市に住所を有する者に関し、税源移譲前の標準税率により算定した市町村民税所得割の額については、課税証明書により提供が可能となっている。

3. 寡婦控除等のみなし適用について

費用徴収額の認定に当たっては、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は寡夫とみなして、別添2のフローチャートを参考に、控除を行うこと。

ただし、地方税法を読み替えた場合における「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」とは、市町村民税所得割の額及び所得税額の算定に係る所得を計算する対象となる年の12月31日時点において、子を有しかつ過去に婚姻の事

実(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が確認できない者とする。

なお、寡婦控除等のみなし適用に係る手続きについては、申告書や戸籍全部事項証明書等を提出させること等の方法が考えられる。